



## パートタイム労働者等の年次有給休暇について

これから夏休みなどで、休暇をとる従業員の方が増える時期になるかと思えます。今回のあおぞらレターではパートタイム労働者等の年次有給休暇についてご案内します。年次有給休暇は通常の労働者に限らず、通常の労働者よりも所定労働時間が短い労働者や所定労働日数が少ない労働者（パートタイマーやアルバイト等）でも一定の要件を満たすことにより年次有給休暇の付与の対象となります。



### 1. 年次有給休暇の発生要件

- 雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務している労働者であること
- 全労働日（※）の8割以上出勤した労働者であること  
※ 全労働日とは…原則、雇用契約書に定めた所定労働日数で算出します。

### 2. 比例付与の対象となる労働者

	比例付与の対象となる（図1）	比例付与の対象にならない（図2）
週の所定労働日数が定められている者	週の所定労働日数が4日以下の者 <b>かつ</b> 1週間の所定労働時間が30時間未満の者	週の所定労働日数が5日を超える者  週の所定労働時間が30時間以上の者
週以外の期間によって所定労働日数が定められている者	年の所定労働日数が216日以下の者 <b>かつ</b> 1週間の所定労働時間が30時間未満の者	年の所定労働日数が217日以上の方

### 3. 年次有給休暇の付与日数

図1 ★ 比例付与の対象となる労働者の付与日数 ★

週所定労働日数等	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以降
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

図2 ★ 通常の労働者と同様の付与日数 ★



勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以降
休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- パートタイム労働者等でも労使協定で定めた場合には、会社側が取得時季を指定することができる「計画的付与」により年次有給休暇を取得させることが可能ですが、休暇の保有日数が少ない労働者の取扱い等をあらかじめ決めておくことが必要になってくるかもしれません。
- 年次有給休暇のうち5日までは、労働者の請求する時季に与えなければいけないことにも注意が必要です。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277